

工事現場等における施工体制の点検要領

(目的)

第1条 この要領は、新居浜市が発注する工事（以下「工事」という。）の施工体制について、監督業務の点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資することを目的とする。

(工事規模等による区分及び点検)

第2条 工事規模又は下請施工状況等に応じた効率的な点検を実施するため、工事を次に掲げる4の工事に区分し、工事現場等における施工体制点検表（別記様式）によりそれぞれ所要の点検を行なうものとする。

(1) 大規模工事等

ア 当初設計金額が2億円以上の工事

イ 当初設計金額が1億円以上の工事で、次のいずれかに該当するもの

（ア）一の下請人の下請金額が、元請契約額の50パーセント以上を占めている工事

（イ）同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が下請している工事

ウ その他詳細調査の必要性が認められる工事

次号から第4号までに掲げる工事で、監督員による調査等により一括下請等が疑われるもの又は低入札のもの

(2) 監理技術者専任工事 下請契約の総額が土木一式工事においては4,500万円以上、建築一式工事においては7,000万円以上の工事（前号に掲げる工事を除く。）

(3) 主任技術者専任工事 請負金額が土木一式工事においては4,000万円以上、建築一式工事においては8,000万円以上の工事で（1）（2）以外

(4) その他工事 （1）（2）（3）以外の工事

(点検担当者)

第3条 点検は、次に掲げる工事の区分に応じて「施工体制監視班設置について」に定める府内監視班及び課内監視班が行うものとする。

(1) 前条第1号の大規模工事等 府内監視班及び課内監視班が定期的及び必要に応じて随時点検を実施し、疑義及び不適切な事例について対応策等を検討する。

(2) 前条第2号から第4号までの工事 課内監視班が点検を実施し、疑義及び不適切な事例について対応等を検討する。ただし必要に応じ府内監視班も点検を実施することができる。

(点検項目)

第4条 点検項目は、施工体制照合表（別表第1）に定めるとおりとする。

(点検結果の処理)

第5条 点検結果の処理は、次のとおりとする。

(1) 疑義又は不適切な事例があった場合

ア 疑義がある場合 再調査、受注者への再確認等を実施し、最終的に不適切な箇所を把握したときは、原則として各監督員が受注者に対し文書で改善を求めるこことする。

イ 監理技術者の資格や専任に関する違反、一括下請負など重大又は悪質な違反に該当すると疑うに足りる事実を把握した場合 直ちに契約担当課に連絡する。この場合において、市長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条の規定に基づき、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知するものとする。

(2) 大規模工事等の場合 疑義の有無にかかわらず、当該工事を担当する監督員が工事現場等における施工体制点検表（別記様式）に点検結果を記入して、点検を行なった日の翌月の10日までに契約担当課まで提出する。

(3) 工事成績への反映 施工体制に不適切な箇所があった場合は、その内容、改善状況等に応じて工事成績評定の成績採点表に適切に反映させる。

(点検要領)

第6条 工事規模等区分ごとの具体的な点検要領は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第7条 本点検の実施により収集した個人情報は、新居浜市個人情報保護条例（平成19年9月28日新居浜市条例第24号）に則り、適切に取り扱うものとする。

附 則

この要領は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別添

施工体制監視班設置について

(設置)

第1条 新居浜市が発注する工事に関して、工事現場の適正な施工体制の確保等を図るため、庁内監視班及び課内監視班を設置する。

(任務)

第2条 庁内監視班は、現場施工体制に関して次に掲げる事項を処理する。

(1) 管理職を含む複数の班員により定期的及び必要に応じて工事現場の施工体制の点検を実施

(2) 工事現場の施工体制に関する課内監視班からの報告の受理

(3) 疑義及び不適切な事例に対する対応策の検討

(4) 適正な施工体制の確保に関する業者及び職員への指導

(5) その他工事現場の適正な施工体制の確保に関する事項

第3条 課内監視班は、現場施工体制に関して次に掲げる事項を処理する。

(1) 管理職を含む複数の班員により定期的及び必要に応じて工事現場の施工体制の点検を実施

(2) 監督員等からの施工体制点検結果報告の受理

(3) 疑義及び不適切な事例に対する対応策の検討

(4) 適正な施工体制の確保に関する業者及び職員への指導

(5) その他工事現場の適正な施工体制の確保に関する事項

(組織)

第4条 庁内監視班は、班長及び班員をもって構成する。

2 班長は、契約担当課長をもって充てる。

3 班員は、次のとおりとする。

職	構 成
班 員	当該工事を施行する課等の長又は副課長相当職の者
〃	契約事務担当者
〃	検査事務担当者

4 前項の規定にかかわらず班長は、必要に応じて班員を指名することができる。

第5条 課内監視班は、班長及び班員をもって構成する。

2 班長は、当該工事を施行する課等の長をもって充てる。

3 班員は、次のとおりとする。

職	構 成
班 員	当該工事を施行する課等の副課長相当職の者
〃	当該工事を担当する係長相当職の者
〃	当該工事を担当する監督員

4 前項の規定にかかわらず班長は、必要に応じて班員を指名することができる。

(会議)

第6条 庁内監視班及び課内監視班の会議は、それぞれ班長が招集し、班長が会議の議長となる。

2 班長に事故あるときは又は班長が不在のときは、班長があらかじめ指定した班員がその職務を代行する。

3 班員が会議に出席できないときは、当該班員があらかじめ指定した者が、その職務を代行することができる。

4 庁内監視班及び課内監視班の会議は、それぞれ原則として月1回開催するものとし、必要に応じて随時開催することができる。

5 班長が必要と認めるときは、会議を開催しないで議事を決定することができる。

6 班長が必要と認めるときは、会議に班員以外の者を出席させて、その者の意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 庁内監視班の庶務は契約担当課において、課内監視班の庶務は当該工事を施行する各課等において、それぞれ処理する。

(雑則)

第8条 ここに定めるもののほか、施工体制監視班の運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第4条関係）

工事現場における施工体制照合表
I. 書類審査用

点検番号	照合内容	照合方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。	
113	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項、第2項、第3項、第5項 資格欄記入事項を照合
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で（1次）下請契約の予定総額が45,000千円（建築工事は70,000千円）以上の場合 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、の雇用状況 主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者、監理技術者補佐については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)	
116	現場代理人の常駐 現場代理人は、工事現場常駐するものであること。（現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場又は兼任している工事現場で常駐するものであること。）	工事請負契約約款第10条第2項
117	主任(監理)技術者、監理技術者補佐の専任 請負代金額40,000千円（建築工事は80,000千円）以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。（主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。） (監理技術者は1次下請総額が45,000千円（建築工事は70,000千円）以上の場合に配置) 特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐は専任であること。 なお、40,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	建設業法第26条第3項 工事請負契約約款第10条第1項 建設業法第26条の3第6項 書類持参者に質問し、確認
118	変更通知の提出 現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、に変更があった場合は、変更通知が提出されていること。	工事請負契約約款第10条第1項
【下請施工通知（申請）、再下請施工通知（申請）】 (工事請負契約約款第7条関係)		
121	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
122	全ての下請に係る通知（申請）の提出 2次下請以降を含むすべての下請業者に係る下請（再下請）通知（申請）が提出されていること。 また、全ての下請契約書の写しが添付されていること。	（下請施工通知書（申請書）と再下請施工通知書（申請書）の様式は、別様式となっている。） 書類持参者に質問し、確認
123	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。	
124	建設業許可 ①(1)下請契約の総額が45,000千円（建築工事は70,000千円）以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円（建築工事は15,000千円）以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。	建設業法第3条
125	変更通知（申請）の提出 下請業者の変更、追加、下請工事の内容変更等があった場合、請負業者から、その都度、変更後の下請施工通知（申請）等が提出されていること。	工事請負契約約款第7条
【施工体制台帳・施工体系図】 (新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-1-10関係)		
131	施工体制台帳・施工体系図の提出、所定様式に必要事項の記入 下請契約を締結した工事については、請負業者から、施工体制台帳・施工体系図が提出されていること。 また所定の様式に必要事項が記入されていること。	新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-1-10
132	他の書類との内容の一致 現場代理人・主任(監理)技術者等通知、下請施工通知（申請）、再下請施工通知（申請）、施工計画書と一致していること。	新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-1-10 工事請負契約約款第10条第1項

点検番号	照合内容	照合方法等
133	全ての下請の記載 2次下請以降を含む全ての下請が記入されていること。	新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10 書類持参者に質問し、確認
134	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。	
135	下請業者の主任技術者、専門技術者の所要資格 下請業者の主任技術者、専門技術者は、当該下請工事を行なう上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項 記載されている下請施工内容と技術者資格とを照合
136	下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 また、40,000千円（建築工事は80,000千円）以上の下請の場合、主任技術者は、専任であること。	建設業法第26条第3項 書類持参者に質問し、確認
137	変更があった場合の施工体制台帳・施工体系図の提出 下請業者等の変更、追加、工事内容の変更等があった場合、その都度、変更後の下請施工通知等に併せ、施工体制台帳、施工体系図が提出されていること。	新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10
【工事実績データ】 (新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-5)		
141	工事実績データの登録 工事実績データの登録が実用な工事について、適切な時期に工事実績情報サービス（コリング）に工事実績が登録されていること。	監督員の確認をする。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

II. 工事現場等用

点検番号	照合内容	照合方法等
【元請業者の現場代理人・主任（監理）技術者等の配置状況の確認】		
211	現場代理人・主任（監理）技術者、監理技術者補佐等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、主任（監理）技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。	現場代理人と主任（監理）技術者、監理技術者補佐、専門技術者との兼務は可。 本人に対する質問、監理技術者資格者証等により確認
212	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
213	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。また、名札等を着用しているか確認のこと。（現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場に不在の場合は、兼任している工事現場で常駐していること。）	現場で確認（不在のときはその理由を聞く）するほか、必要に応じ作業日報等により確認
214	主任（監理）技術者の専任の確認 請負代金額40,000千円（建築工事は80,000千円）以上の場合、主任（監理）技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。（主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。） ただし、特例監理技術者を配置している場合は、監理技術者補佐は当該工事に対し専任であること。 なお、40,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認（不在のときはその理由を聞く）するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。	現場で作業状況を把握するほか、現場代理人、技術者等に確認するとともに、作業打合せ日誌、安全訓練記録等により確認
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。	本人に対する質問、運転免許証等により確認
223	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
224	下請業者の主任技術者の専任の確認 40,000千円（建築工事は80,000千円）以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。（主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。） なお40,000千円未満の場合であっても、下請負者が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、再下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認（不在のときはその理由を聞く）するほか必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
225	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。	作業打合せ日誌、作業日報、安全訓練記録簿、監理技術者に対する質問等により確認
226	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2次下請以降を含む) 下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行っていること。	下請業者と再下請業者との打合せ記録、再下請業者の配置技術者からの施工状況の聴取により、確認
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項及び第2項 新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。	建設業法第24条の7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項 新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。	建設業法第40条、 労働者災害補償保険法施行規則第49条
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。	労働安全衛生規則第12条の4 土木工事安全施工技術指針第1章第4節

別表第2（第6条関係）

		(1) 大規模工事等	(2) 監理技術者専任工事	(3) 主任技術者専任工事	(4) その他工事
①点検対象工事	書類審査	全ての工事	全ての工事	全ての工事	全ての工事
	工事現場	全ての工事	全ての工事	全ての工事	適宜（下請額の大きい工事等全件数の5%程度を選定）
②点検の頻度	書類審査	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度	書類審査の都度
	工事現場	2か月に1回程度	施工中2～3回 (着手後早期、工事最盛期、体制変更時等)	施工中2～3回 (着手後早期、工事最盛期、体制変更時等)	施工中1～2回 (着手後早期、工事最盛期等)
③施工中1回以上点検する項目	書類審査	全ての項目	全ての項目	全ての項目	全ての項目
	工事現場	全ての項目	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図	211 現場代理人等の同一性 231 施工体制台帳 232 施工体系図
④繰り返し点検する項目	工事現場	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 監理技術者（補佐含む）の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与	214 主任技術者の専任性 225 元請業者の関与 226 下請業者の関与
⑤点検の分担	書類審査	事務担当者・技術担当者（必要に応じ監視班等が確認）	事務担当者 技術担当者	事務担当者 技術担当者	事務担当者 技術担当者
	工事現場	監視班（複数の班員による） 必要に応じ技術担当者が補足	技術担当者	技術担当者	技術担当者
⑥点検結果の報告	共通	疑義等の有無に関わらず契約担当課へ結果を報告	疑義や不適切な点があった場合は、契約担当課に報告		
⑦その他	共通	点検項目は適宜再確認する			

様式（第2条、第5条関係）

工事現場等における施工体制点検表

年度 工事番号	年度 第 号	当初設計金額	
工事名		当初請負金額	
工期	年 月 日～ 年 月 日	現行設計金額	
工事請負者名		現行請負金額	
記入者氏名		現行1次下請総額	

I . 書類審査用

点検番号	照合内容	点検記録					調査方法・調査内容・所見等
		点検年月日	点検年月日	点検年月日	点検年月日	点検年月日	
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】							
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。						
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。						
113	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。						
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が45,000千円(建築工事は70,000千円)以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。						
115	現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、の雇用状況 主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者、監理技術者補佐については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)						

点検番号	照合内容	点検記録					調査方法・調査内容・所見等
		点検年月日 点検結果①	点検年月日 点検結果②	点検年月日 点検結果③	点検年月日 点検結果④	点検年月日 点検結果⑤	
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】							
116	現場代理人の常駐 現場代理人は、工事現場常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあっては、当該工事現場又は兼任している工事現場で常駐するものであること。)						
117	主任(監理)技術者、監理技術者補佐の専任 請負代金額 40,000千円(建築工事は 80,000千円)以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は1次下請総額が 45,000千円(建築工事は 70,000千円)以上の場合に配置) 特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐は専任であること。 なお、40,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。						
118	変更通知の提出 現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐に変更があった場合は、変更通知が提出されていること。						
【下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)】							
121	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。						
122	全ての下請に係る通知(申請)の提出 2次下請以降を含むすべての下請業者に係る下請(再下請)通知(申請)が提出されていること。 また、全ての下請契約書の写しが添付されていること。						
123	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。						
124	建設業許可 ①(1次)下請契約の総額が 45,000千円(建築工事は 70,000千円)以上の場合、元請業者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②5,000千円(建築工事は 1,500万円)以上の下請の場合、下請業者は当該下請工事に対応した業種の建設業許可を受けていること。						
125	変更通知(申請)の提出 下請業者の変更、追加、下請工事の内容変更等があった場合、請負業者から、その都度、変更後の下請施工通知(申請)等が提出されていること。						
【施工体制台帳・施工体系図】							
131	施工体制台帳・施工体系図の提出、所定様式に必要事項の記入 下請契約を締結した工事については、請負業者から、施工体制台帳・施工体系図が提出されていること。 また所定の様式に必要事項が記入されていること。						

点検番号	照合内容	点検記録					調査方法・調査内容・所見等
		点検年月日 点検結果①	点検年月日 点検結果②	点検年月日 点検結果③	点検年月日 点検結果④	点検年月日 点検結果⑤	
【施工体制台帳・施工体系図】							
132	他の書類との内容の一致 現場代理人・主任(監理)技術者等通知、下請施工通知(申請)、再下請施工通知(申請)、施工計画書と一致していること。						
133	全ての下請の記載 2次下請以降を含む全ての下請が記入されていること。						
134	下請施工内容の明確な記載 各下請業者の施工内容は、明確に記載されていること。						
135	下請業者の主任技術者、専門技術者の所要資格 下請業者の主任技術者、専門技術者は、当該下請工事を行なう上で必要とする資格を有していること。						
136	下請業者の主任技術者の雇用状況、専任 下請業者が配置する主任技術者は、直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 また、40,000千円(建築工事は80,000千円)以上の下請の場合、主任技術者は、専任であること。						
137	変更があった場合の施工体制台帳・施工体系図の提出 下請業者等の変更、追加、工事内容の変更等があった場合、その都度、変更後の下請施工通知等に併せ、施工体制台帳、施工体系図が提出されていること。						
【工事実績データ】							
141	工事実績データの登録 工事実績データの登録が実用な工事について、適切な時期に工事実績情報サービス(コリング)に工事実績が登録されていること。						

II. 工事現場等用

点検番号	照合内容	点検記録					調査方法・調査内容・所見等
		点検年月日 点検結果①	点検年月日 点検結果②	点検年月日 点検結果③	点検年月日 点検結果④	点検年月日 点検結果⑤	
【元請業者の現場代理人・主任（監理）技術者等の配置状況の確認】							
211	現場代理人・主任（監理）技術者、監理技術者補佐等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。						
212	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。						
213	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。						
214	主任（監理）技術者の専任の確認 請負代金額 40,000千円（建築工事は 80,000千円）以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。（主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。） ただし、特例監理技術者を配置している場合は、監理技術者補佐は当該工事に対し専任であること。 なお、40,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。						
【工事施工体制の確認】							
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。 作業者は、通知業者の関係者に限られること。						
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。						
223	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。						

点検番号	照合内容	点検記録					調査方法・調査内容・所見等
		点検年月日 点検結果①	点検年月日 点検結果②	点検年月日 点検結果③	点検年月日 点検結果④	点検年月日 点検結果⑤	
【工事施工体制の確認】							
224	下請業者の主任技術者の専任の確認 40,000千円（建築工事は80,000千円）以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。（主任技術者の兼任が認められている場合にあっては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。） なお40,000千円未満の場合であっても、下請負者が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、再下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。						
225	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。						
226	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2)次下請以降を含む)下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。						
【現場における施工体系図の掲示等】							
231	施工体制台帳 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。						
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。						
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 請負業者、下請業者ともに工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。						
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。						

点検結果

○…適切

△…疑義

×…不適切

各点検項目の最新点検記録に

関し、実施した調査方法を簡単に

記載する。

疑義がある場合の所見を記載

する。

(参考)

○現場代理人

請負契約の的確な履行を確保するため、請負業者の代理人として、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務（請負代金額の変更、請負代金の請求並びに受領及びこの契約の解除に係るもの等を除く。）に関する一切の事項を処理するものであり、当該工事現場に常駐することとされている。同一の工事現場においては主任（監理）技術者及び専門技術者との兼務が可能である。

（工事請負契約書第10条）

常駐…当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることを意味する。

ただし、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には常駐を要しないこととすることができる。

○主任（監理）技術者、監理技術者補佐、専門技術者

建設業者は、建設工事を施工するときは元請・下請を問わず、すべての工事現場に、一定の資格又は施工実務の経験を有する主任（監理）技術者を置かなければならない。

（建設業法第26条第1項、第2項）

請け負った建設工事が国及び地方公共団体発注の工作物、鉄道、学校など公共性のある工作物の工事で、請負代金が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上である場合は、主任（監理）技術者は工事現場ごとに、専任でなければならない。

（建設業法第26条第3項）

なお、主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）及び監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。

専任…他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことを意味し、専任の主任技術者又は監理技術者（特例監理技術者含む）及び監理技術者補佐は、常時継続的に当該建設工事現場に置かれていなければならない。

また、請け負った建設工事が下請工事であっても、公共性のある工作物の工事で、当該下請工事の請負代金が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上である場合は、当該下請工事に係る主任技術者は専任性が求められる。

直接的かつ恒常的な雇用関係…

開札日以前に受注者と3か月以上の恒常的な雇用関係にあることを確認すること。

直接的かつ恒常的な雇用関係の確認方法

- ・本人に対して健康保険被保険者証の提示を求める。

（法人である建設業者の従業員は、健康保険法により強制被保険者となる。）

- ・建設業者に対して住民税特別徴収税額通知書の提示を求める。

（事業主は市町村から従業員より徴収すべき住民税額の通知を受ける。）

本人の同一性の確認方法

- ・本人に対して顔写真入りで氏名が確認できるもの（運転免許証又は技能講習修了証等）の提示を求める。なお、監理技術者（特例監理技術者含む）は、監理技術者資格者証の提示を求める。

（1）監理技術者（特例監理技術者含む）

元請業者が 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事を下請させる場合は監理技術者を置かなければならず、当該工事が国、地方公共団体、公益法人などが発注者となる公共工事である場合は、当該監理技術者は監理技術者資格者証の交付を受けている者でなければならない。

（建設業法第26条第2項、第5項）

（2）監理技術者補佐

特定管理技術者を設定する場合（監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合）には、当該工事現場に特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者の設置を求め、当該工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされている。

（建設業法第26条第3項ただし書き）

（3）主任技術者

（1）に該当する工事以外の工事については、工事現場に主任技術者を置かなければならない。

（建設業法第26条第1項）

元請工事における主任技術者及び監理技術者の区分

建設業者の許可の種類	特 定		一 般
元請工事において下請に付する金額合計	4,500 万円以上 (建築一式工事は 7,000 万円以上)	4,500 万円未満 (建築一式工事は 7,000 万円未満)	4,500 万円以上 は契約できない
工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者	主任技術者
資格者証の必要性	発注者が国、地方公共団体等のときに必要	必要なし	必要なし
技術者専任の必要	公共性のある工作物の工事で請負金額 4,000 万円以上 (建築一式工事は 8,000 万円以上)の場合必要		

（4）専門技術者

土木一式工事や建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の中に他の専門工事が含まれており、その専門工事を自社で施工する場合には、それぞれの専門工事について資格を有する専門技術者を置かなければならない。（例：住宅建築工事における屋根工事、内装仕上工事）

(建設業法第26条の2第1項)

なお、主任（監理）技術者が当該専門工事に係る資格を有する場合は、その者が専門技術者を兼ねることができる。

○建設業の許可

建設業を営むには 500 万円未満（建築一式工事は 1,500 万円未満又は延べ面積 150 m²未満の木造住宅）の軽微な工事のみを行う場合を除き、建設業の許可を受ける必要がある。

(建設業法第3条第1項)

また、合わせて 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）以上の工事を下請に出す建設業者は特定建設業の許可が必要となる。

(建設業法第3条第1項第2号)

○施工体制台帳

元請となった建設業者が、当該建設工事を施工するために下請契約を締結した場合は、下請・孫請などその工事にかかるすべての下請業者名、それぞれの工事の内容、工期、当該建設工事に従事する者に関する事項（作業員名簿）※1などを記載し、下請契約書を添付した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置くとともに、発注者に提出しなければならない。

変更があった場合も同様とする。

※1. 氏名、生年月日及び年齢、職種、社会保険の加入等の状況、中小企業退職金共済法に該当するか否かの別、安全衛生に関する教育を受けているときはその内容、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格
(建設業法第24条の8第1項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項及び第2項、建設業法施行規則第14条の2、新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10)

また、発注者に提出する施工体制台帳には、2次以降の下請を含む全ての下請について、それぞれの契約額を記入しなければならない。

(新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10)

○施工体系図

当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、発注者に提出しなければならない。

変更があった場合も同様とする。

(建設業法第24条の7第4項、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項、新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10)
また、発注者に提出する施工体系図には、2次以降の下請を含む全ての下請について、それぞれの契約額を記入しなければならない。

(新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-10)

○工事実績データ

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注、変更、完成及び訂正時に工事実績情報として「登録のため

の確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内に、完成時は完成検査後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

(新居浜市土木工事共通仕様書1-1-1-5)

登録内容確認書には当該工事の工種、工法、延長などの工事概要のほか、配置技術者の氏名、資格などの情報が記載されており、コリンズのデータベースに登録することによって、国、地方公共団体等の各発注機関の端末から、業者の施工実績の確認、配置技術者の重複の確認などを行うことができる。

○建設業許可標識

建設業者は、その店舗及び建設工事（発注者から直接請け負ったものに限る）の現場ごとに、業者名、代表者名、主任（監理）技術者名等を記載した標識を掲げなければならない。

(建設業法第40条、同法施行規則第25条)

○労災保険関係成立票

事業主は、労災保険に係る保険関係成立年月日、労働保険番号等を常時事業場の見やすい場所に掲示又は備え付けて、労働者に周知させなければならない。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条)

○労働安全管理体制

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

(労働安全衛生規則第12条の4)

○緊急時連絡体制

緊急連絡表を作成し、関係連絡先、担当者及び電話番号を記入し、事務所、詰所等の見やすい場所に標示しておくこと。

(土木工事安全施工技術指針第1章第4節)